

番 号	題 名		
請願第 3 号	高齢者の消費者被害を予防・救済する法制度の実現を求める意見書提出方について		
紹介議員	仲道 俊寿		
提出者 住所 氏 名	大分市中島西 3-2-26 大分弁護士ビル 3 階 弁護士 寺崎 直史 ほか 1 名		
受理年月日	平成 2 8 年 3 月 1 5 日	付 託 委 員 会	総 務
要 旨	<p>消費者庁の「平成 26 年消費者政策の実施の状況」によると、我が国では、高齢者の消費者被害に関する相談が増加している。具体的には、2009 年度の消費生活相談件数を基準として、これを 100 とすると、65 歳以上の高齢者に関する相談件数は 152.7 となり、52.7%増加している。同時期の 65 歳以上に関する高齢者の人口は 13.8%増にとどまることから、人口の高齢化以上に、高齢者に関する相談が増加していることとなる。</p> <p>本市の消費生活相談の状況を見ると、平成 25 年度、同 26 年度と、年代別相談件数は 70 歳以上の高齢者によるものが最も多く、相談の内容を見ても、金融・保険関係の被害として、劇場型の勧誘によるファンド型投資商品の相談が他の分類に比して多く寄せられている。</p> <p>また、「大分市の消費者行政 平成 26 年度」「大分市の消費者行政 平成 27 年度」によると、劇場型の勧誘によるファンド型投資商品の被害は、高齢者が求めていないのに、突然、事業者が電話で勧誘し、あるいは資料を送付して勧誘することで生じる。つまり、本市に居住する高齢者が、他の年齢に比して、悪質な事業者による強引で問題のある勧誘行為により消費者被害に遭っているという実態が看取できる。</p> <p>以上のことから、高齢者の生活の平穏が害されることを未然に防止したり、高齢者が不本意な契約の拘束力から離脱するため、下記のとおり、新たな法の整備が必要である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定商取引法において、「高齢者が事前に拒否している場合に、電話で勧誘し、あるいは訪問して勧誘することを禁止する」とする法制度の導入が必要である。</li> <li>2. 消費者契約法において、「高齢者が執拗な勧誘や粗野・乱暴な言動を恐れて契約を締結した場合や、判断能力の低下、知識・経験の不足により契約を締結した場合は、契約を取り消すことができる」とする法制度の導入が必要である。</li> </ol> <p>よって、国会及び政府に対して、特定商取引法及び消費者契約法を改正し、高齢者の消費者被害を予防・救済する実効的な法制度を実現することを求める意見書を提出していただきたく請願する。</p>		